（認定の取消し）

第九条　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

2　文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二　地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三　第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四　第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかったとき。

六　前条の規定による措置をとらなかったとき。

七　前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八　認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。

3　文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

（認定期間に係る特例）

第十条　地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号ロの学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

2　前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百四十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件

1　大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一　協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するために必要な措置

二　前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3　前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

4　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5　前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百四十五号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第二号及び第五十七条第五項、大学院設置基準第三十三条第三項、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号及び第三十四条第二項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び第三十八条第四項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第二号及び第五十四条第四項の規定に基づき、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条** 一　［略］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　［略］ ロ　二以上の大学の間の教育研究活動等に必要な事務（イに規定するものを除く。）の共同運営（第五条第二項において「事務の共同運営」という。） ハ・ニ　［略］ ホ　二以上の大学及び地方公共団体、産業界その他の地域の関係者と連携して行う地域振興の取組に関する事務（第五条第二項において「産学官連携推進事務」という。）	（定義） **第二条** 一　［同上］ 二　大学等連携推進業務　次に掲げる業務をいう。 イ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ロ・ハ　［同上］ ［号の細分を加える。］
三～六　［略］	三～六　［同上］